

## 令和4年度 学校生活における規則の変更について

1学期に実施した校則変更についてのアンケートから、2学期に生徒会と話し合いをした結果、今年度は以下の5点を変更することになりましたのでお知らせします。3学期より施行します。

### 変更点

1. 『女子がスラックスを着用している場合、リボンではなくネクタイの着用を認める』
2. 『更衣時期については、気候状況を考慮して担当者が指示する。概ね12月から3月を冬服、7月から8月を夏服とする。それ以外の時期を移行期とし夏服、中間服、冬服のいずれかを気候に合わせて自分で判断し着用することとする。』
3. 教室掲示規則より「側髪のみを極端に短くしない」を削除
4. 内着について 『白・黒・紺で無地のもの』
5. 防寒着について 『部活動の防寒着、または、それに準ずるものとする。着用は登下校時のみとする。 ※安全面からベンチコート等は禁止とする ※単車通学生は、本校規定の防寒着を着用する。』